

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和6年12月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400290号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400030号

第1 結論

昭和56年*月から昭和57年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年*月から昭和57年6月まで

私の父は自営業者だったので、顧問税理士に確定申告書を含め毎月の帳簿作成を依頼し、家族全員の国民年金保険料等についても納付漏れが無いようにしてくれていた。

私は、20歳の頃は学生だったので、父が私の国民年金の加入手続きを行い、私の20歳から就職するまでの間の国民年金保険料を納付してくれていた。

妹や弟の国民年金保険料を20歳から納付している父が、私の請求期間に係る保険料を納付しなかったとは思えないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時は大学生であり、父が昭和56年*月頃に自身の国民年金の加入手続きを行い、20歳から就職するまでの間の国民年金保険料を納付してくれた旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は昭和57年9月に払い出されていることが確認できるところ、請求者の記号番号の前後の被保険者の記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続き時期は同年7月と考えられ、請求者の主張する加入手続き時期と符合しない。

また、国民年金の任意加入被保険者は、制度上、国民年金の加入手続きを行った日に国民年金被保険者資格を取得することとなるため、前述のとおり、請求者について国民年金の任意加入被保険者となる手続きが行われたと考えられる昭和57年7月時点において、請求者が昭和56年*月に遡って国民年金に任意加入することはできず、請求期間は国民年金の未加入期間となることから、請求者又は請求者の父は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者から提出された年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄には昭和57年7月30日と記載されており、国民年金の記録(1)の頁には、請求者が同年7月30日に任意加入被保険者として被保険者資格を取得した旨が記載されているところ、これらの記載内容は、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)、A市B区の国民年金保険料収滞納一覧表及びオンライン記録と符合している。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の父は、既に亡くなっていることから、当時の事情を確認することはできない。

また、請求者に係る別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者又は請求者の父が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400174号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400031号

第1 結論

昭和57年10月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年10月から昭和62年3月まで

昭和57年11月の婚姻を契機に、A県B町(現在は、C市)役場で国民年金加入手続きを行い、同役場から隣保を通じて配布された国民年金保険料の納付書により、D社(現在は、E社)で夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。それから約1年後に、D社の夫の口座から口座振替による納付に切り替えて納付した。

しかし、請求期間について夫の納付記録はあるが私の納付記録がない。口座振替に切り替えた後は社会保険事務所(当時)又は町役場から納付書が送付されてきたことはなく、夫婦二人分を一緒に納付したので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者の主張どおり、A県B町において、昭和57年11月4日に払い出されており、請求者と一緒に納付したとする夫については、同人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間において、国民年金保険料が納付された記録が確認できる。

しかしながら、請求者の国民年金被保険者台帳及びB町における国民年金被保険者名簿において、請求期間の国民年金保険料が納付された旨の記録はなく、当該各記録の状況は請求者のオンライン記録と符合している。

また、請求者のオンライン記録によると、請求者に対し、昭和63年6月8日に納付書が作成された記録が確認できるところ、当該納付書作成年月日において作成された納付書は請求期間の一部期間に係るものであったと考えられ、請求期間のうち一部期間に国民年金保険料未納期間があったと推認できる。

さらに、請求期間は54月と長期間であり、国民年金保険料の全ての納付記録が欠落したとは考え難い上、C市は、請求者の国民年金加入、喪失、保険料納付等を確認できる資料(被保険者名簿、電算記録、国民年金保険料収納台帳等)を保管していない旨回答している。

なお、請求者は、請求期間の一部期間について、D社の夫の口座を使用し口座振替により国民年金保険料の納付を行った旨主張していたものの、後日、E社に対し請求期間当時の口座入出金記録を照会したが、当時の取引記録のなかに、夫及び私のいずれについても国民年金保険料の納付に係る口座振替記録は無かったと連絡を受けた旨陳述している。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400273号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400087号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和25年7月1日から昭和27年7月30日
② 昭和28年11月11日から昭和30年2月10日
③ 昭和30年3月1日から昭和33年1月1日

母(訂正請求記録の対象者)は、請求期間①、②及び③のいずれかの時期に、公共職業安定所の紹介により、A社のC工場に勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録がないので、母が同社に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②及び③に係る勤務の事実を確認できる資料として訂正請求記録の対象者の職場での写真を提出している。

しかしながら、B社は、訂正請求記録の対象者がA社に勤務していたか不明である旨回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において請求期間①、②及び③の各期間に被保険者資格を取得している者に照会したところ、回答があった24人全員が、訂正請求記録の対象者を知らない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者が、請求期間①、②及び③の各期間に同社に係る厚生年金保険の被保険者記録がある者と同様の勤務形態であったか否かについて確認することができず、訂正請求記録の対象者の請求期間①、②及び③の各期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間①、②及び③の各期間に同社に係る被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号に欠番は無く、訂正請求記録の対象者の請求期間①、②及び③の各期間に係る被保険者記録の欠落はうかがえない。

なお、請求者は、請求期間当時の公共職業安定所における職業紹介情報等の調査を求めているところ、D公共職業安定所は、請求期間当時の職業紹介情報は保管されていない旨、また、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る雇用保険の加入及び受給記録も保管されていない旨回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①、②及び③の各期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対

象者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①、②及び③の各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。